**尾道市意思疎通支援者養成支援事業**

　聴覚などに障害のある方の意思疎通を支援する意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を養成するために、専門的な研修の受講や資格取得のための試験に必要な費用の一部を助成します。



尾道市福祉保健部社会福祉課　℡0848-38-9124　fax0848-38-9206

【補助対象の研修・試験】

・手話通訳者養成講座

・要約筆記者養成講座

・手話通訳者全国統一試験

・全国統一要約筆記者認定試験

・手話通訳者養成講座受講資格試験

※講座は広島県及び広島県聴覚障害者センターが実施するもの

【対象経費と補助率】

・受講料及び受験料

・教材費及びテキスト購入費

・会場までの交通費

・補助率１/２

【補助金交付の流れ】

　　　　　　　　　※申請や報告には講座、試験の要綱や領収書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。

補助金受取

補助金支払

補助金請求

補助金額決定通知

実績報告

講座の受講、試験の受験

交付決定通知

交付申請

申請者

尾道市

【対象者】

・市内に住所のある方

・市内で意思疎通支援者として活動できる方